

公文書管理の在り方に関する調査

2016年3月31日

 株式会社三菱総合研究所

目次

1. 各国の概要(公文書管理担当機関の組織・体制)	3
2-1. アメリカ 評価選別システム	4
2-2. イギリス 評価選別システム	5
2-3. フランス 評価選別システム	6
2-4. ドイツ 評価選別システム	7
2-5. イタリア 評価選別システム	8
3. 各国の概要(電子文書の管理、民間文書の積極収集、地方との関係等)	9

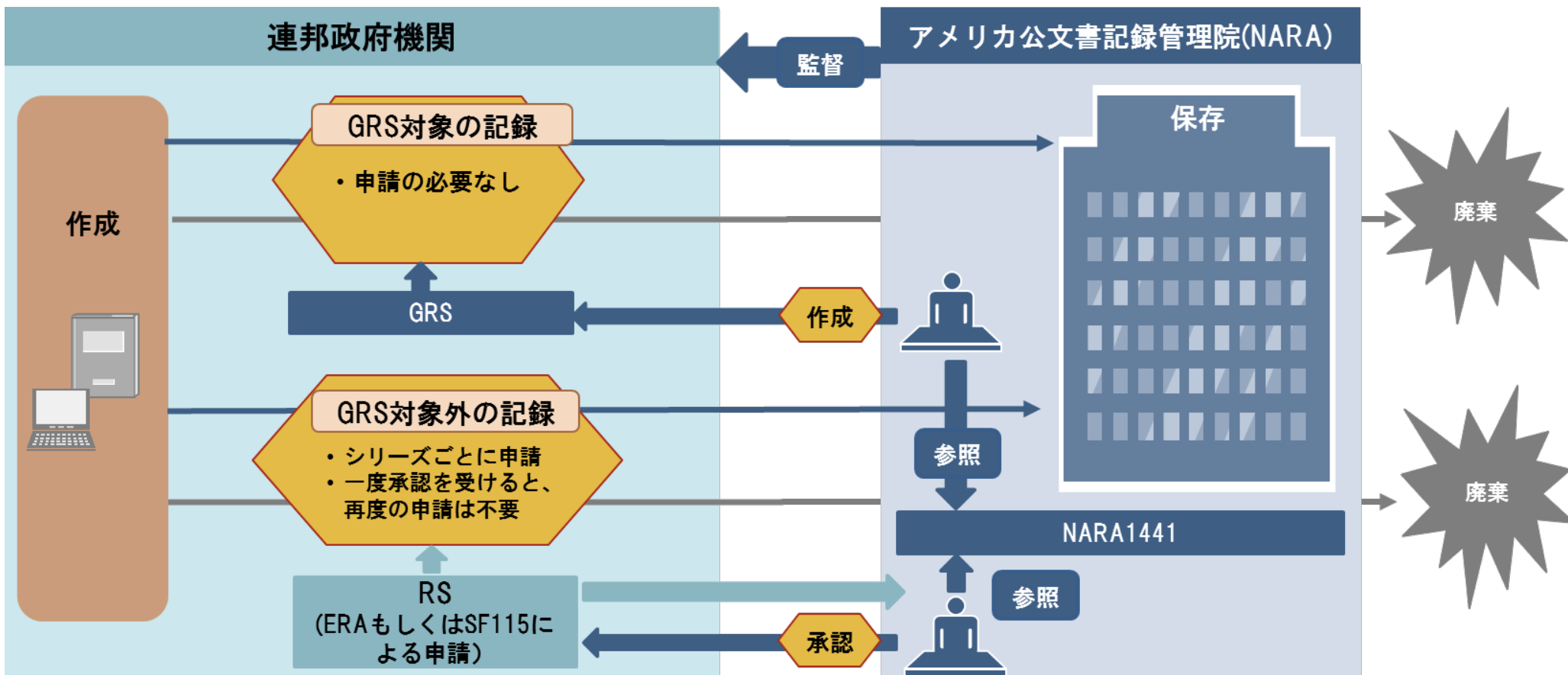
1. 各国の概要(公文書管理担当機関の組織・体制)

	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	イタリア
監督機関	NARA (アメリカ公文書記録管理院)	DCMS (文化メディアスポーツ省)	SIAF (文化コミュニケーション省 フランス省庁間アーカイブズ局)	BKM (文化メディア全権受任庁)	DGA (文化財文化活動観光省アーカイブ総局)
中央公文書館		TNA (イギリス国立公文書館)	AN (フランス国立公文書館)	BArch (ドイツ連邦公文書館)	イタリア国立中央文書館
主たる根拠法等	合衆国法典第44編等	1958年公記録法	文化遺産法典	連邦公文書館法	文化財及び景観令 等
本館所在地	 ワシントンD.C.	 ロンドン (キュー)	 パリ	 コブレンツ	 ローマ (E.U.R地区)
構成	本館:2 分館:12 連邦記録センター:16 大統領図書館:15	TNA本館	パリ館 フォンテーヌブロー館 ピエールフィット館	コブレンツ本館 ベルリン館 フライブルク館 等、 計9館	国立中央文書館:1 地方に所在する国立文書館:133
職員数(※)	3,112名	615名	505名	687名	2,615名

※イギリス・ドイツは2015年、アメリカ・フランスは2014年、イタリアは2013年の数字である。

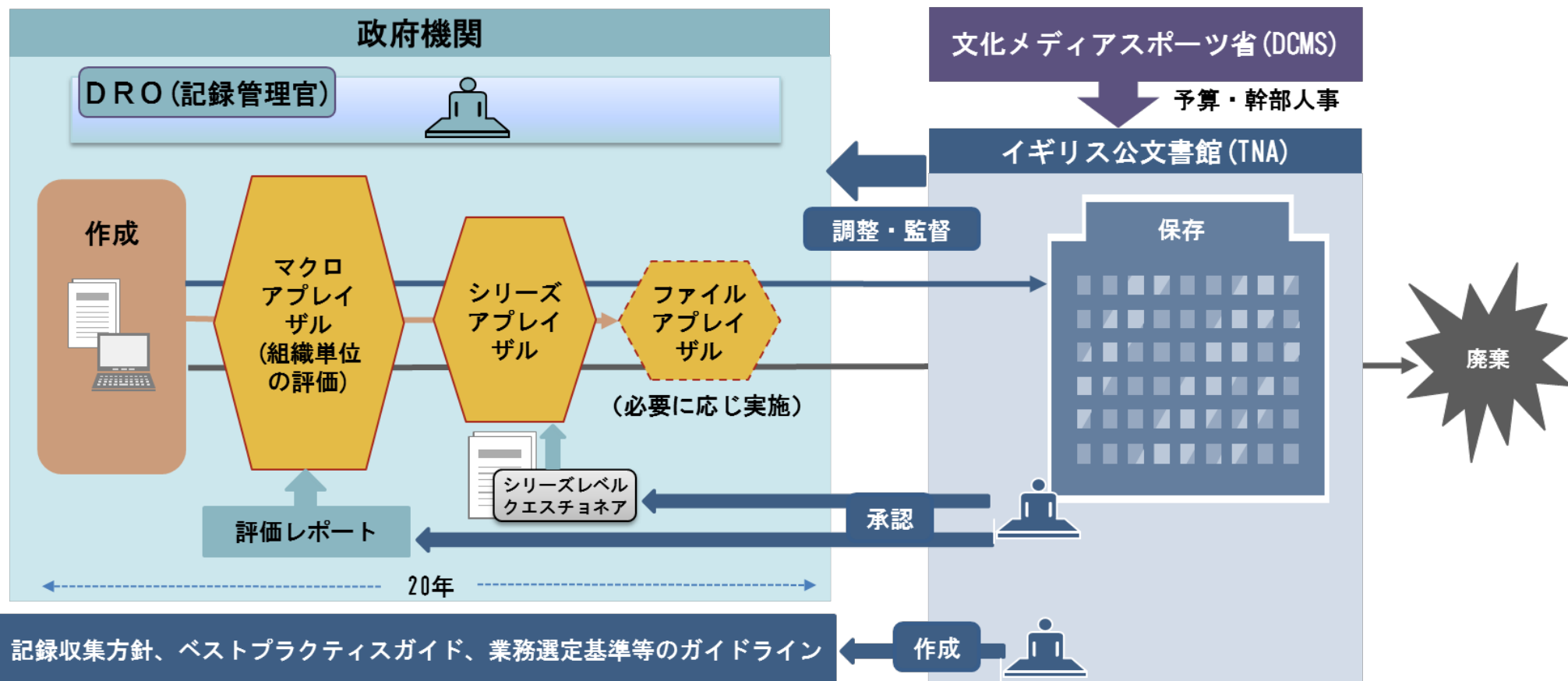
2-1. アメリカ 評価選別システム

- NARAが定めるGRSの対象となる記録は、特段の申請を要せずに廃棄が可能となる。
 - GRSは、各連邦政府機関に共通して作成される記録(人事、予算等)について、取扱いを定めている基準である。
 - 2013年から5カ年計画で、新たなGRSの作成が進められている。
- GRSの対象とならない記録は、シリーズごとにNARAにRSを申請し、承認を得る必要がある。
 - 従来は紙による申請(SF115)であったが、現在は電子システムのERAを経由した申請に移行している。
- GRSの作成及びRSの承認にあたって、NARA1441という評価選別の指針が参照される。



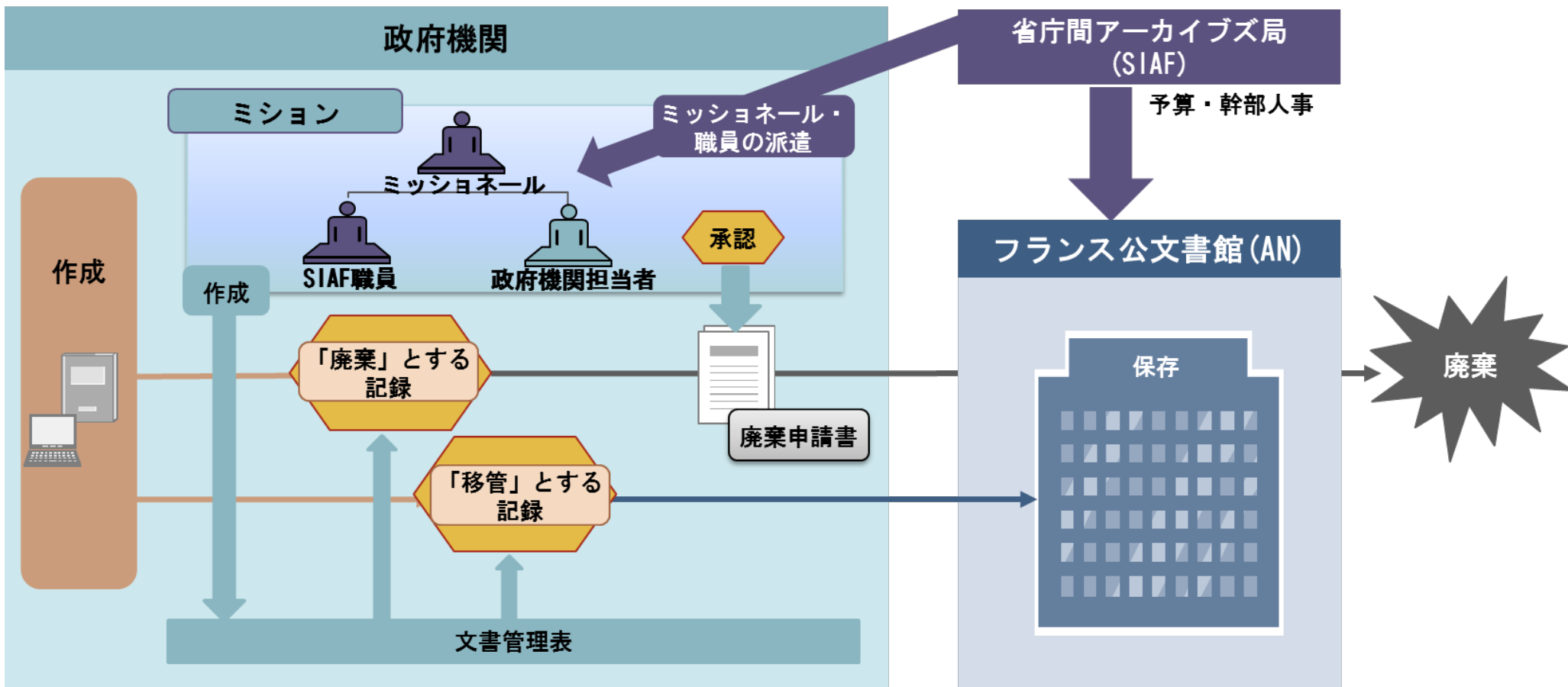
2-2. イギリス評価選別システム

- 1950年代からの「グリッグシステム」が機能しなくなっており、新たな評価選別システムが取り入れられている。
 - (1)「マクロ・アプレイザル(組織レベルの評価)」を実施し、当該組織の目的・機能・業務内容を分析し、どの部署が作成するどの記録が移管価値があるかについて評価する。これにあたって、各政府機関は評価レポートを作成する。
 - (2)「シリーズ・アプレイザル」を実施し、シリーズごとの評価を行う。必要に応じ、ファイルごとの評価を行う。
- TNAは「記録収集方針」等の各種ガイドラインを定めること等により、各政府機関の記録管理業務の調整・監督を行う。
- 各政府機関にはDRO(記録管理官)が置かれ、記録管理が適正にガイドライン等に沿って行われているか、管理を行う。



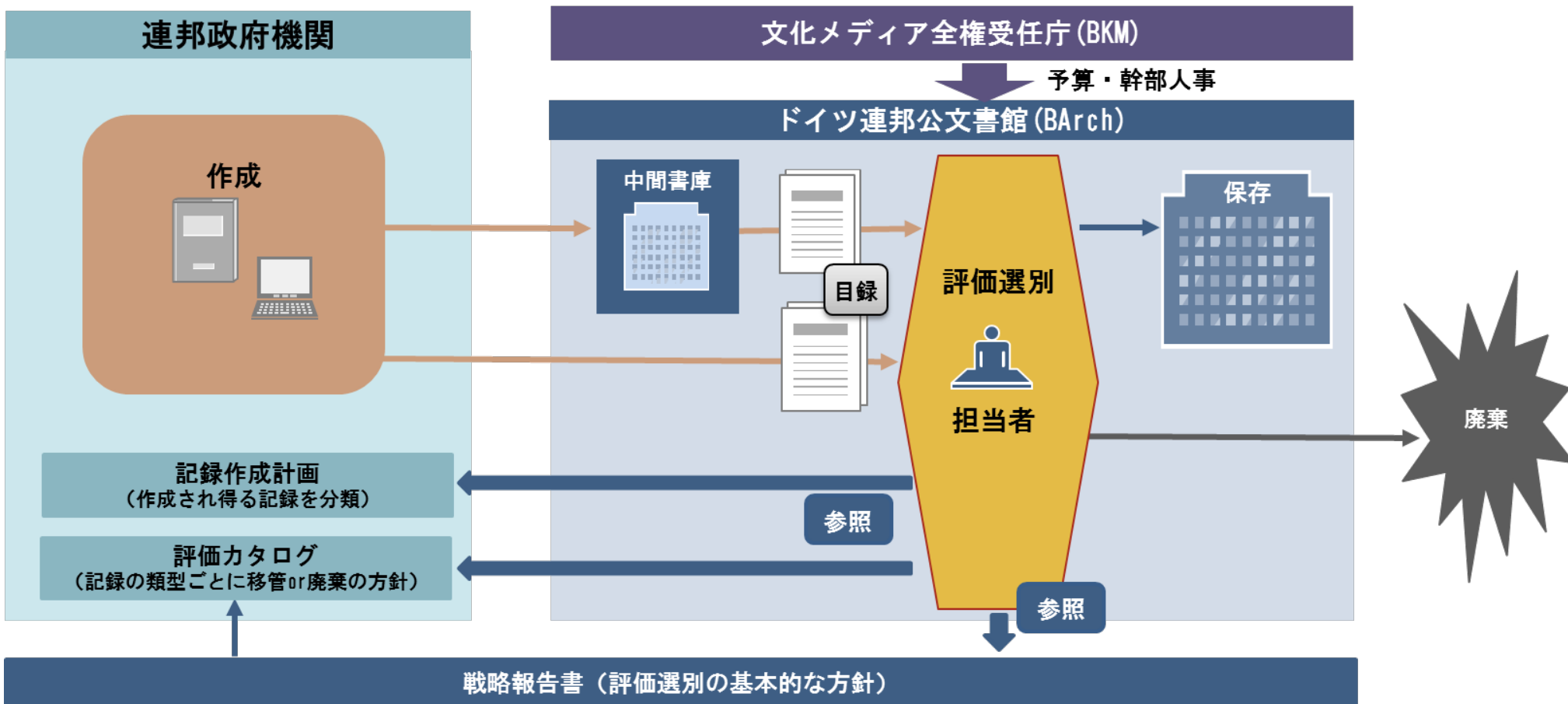
2-3. フランス評価選別システム

- ミッションールを中心にミッションというチームが政府機関に設置され、当該政府機関の記録管理業務の中心を担う。
 - ミッションは、シリーズごとに保存期間や期間満了後の措置を定める「文書管理表」の作成・更新を行う。
 - 文書管理表において「廃棄」とされた記録については、保存期間満了時に「廃棄申請書」が作成され、ミッションによる申請書の承認を経て、廃棄が可能となる。
- 従前はANの中間書庫において記録を集中管理し評価選別を行っていたが、1986年に各政府機関の中間書庫で記録の集中管理を始めたことが、各政府機関へのミッションール派遣の背景の一つである。



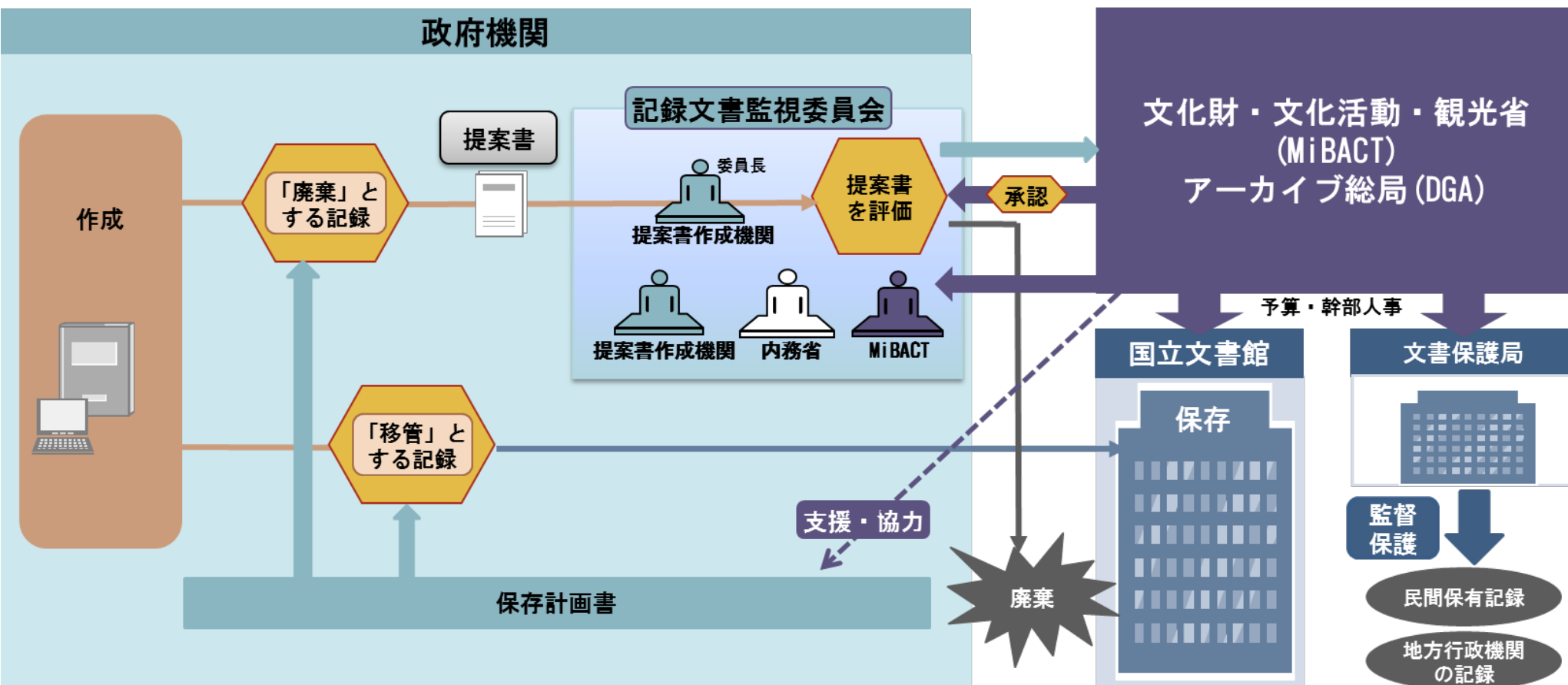
2-4. ドイツ 評価選別システム

- 保存期間が満了した記録は、各連邦政府機関によって目録に整理され、BArchの担当官により評価選別が行われる。
- 評価選別の際は、連邦政府機関作成の「記録管理計画」や「評価カタログ」、BArch作成の「戦略報告書」等が参照される。
 - 「記録管理計画」は、職務遂行にあたって作成され得る記録を分類したリストであり、当該機関にとってどのような記録に価値があるかを分析するにあたって参照される。
 - 「評価カタログ」は、記録の種類ごとに移管もしくは廃棄する方針が示されているものである。
 - 「戦略報告書」は、評価選別の基本的な方針を定めたものである。評価カタログの雛形も示されている。



2-5. イタリア 評価選別システム

- 記録の管理に当たっては、政府機関毎に「保存計画書」が作成され、記録のシリーズ毎に保存期間や期間満了後の措置が定められる。
- 保存計画書で廃棄とされた記録については、保存期間満了時に提案書が作成され、「記録文書監視委員会」によって評価されたのち、DGAの承認を受けることで、廃棄が可能となる。
 - 記録文書監視委員会は、提案書を作成した機関から2名（うち1名が委員長）、国立文書館からの委任を受けたMiBACTの代表者（アーカイブからの観点）が1名、内務省の代表者（機密文書の観点）が1名、合計4名で構成される。



3. 各国の概要(電子文書の管理、民間文書の収集、地方との関係等)

	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	イタリア
電子文書	<ul style="list-style-type: none"> ・「ERA」により、レコードスケジュールの管理から電子記録の移管、保存、閲覧まで可能。 ・ NARA公示によって電子文書管理に関する規則が定められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子記録の受入にあたって、ファイル情報を事前にチェックできる「PRONOM」をHPで提供。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ADAMANT」によって、各政府機関で保存された電子文書をメタデータごとANに伝送可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ BArchが「Das Digitale Archiv des Bundesarchivs」を運用し、電子記録を保管。 ・ 「invenio」を通じて記録の検索やアクセスが可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国立文書館の所蔵記録を管理するシステム(SIAS)、文書保護局で管理する記録情報を管理するシステム(SIUSA)が公開され、ポータルサイト(SAN)によって連携している。
民間保有文書の保護の実態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大統領図書館は大統領に関する私文書を保管する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国アーカイブ登録局が民間資料の情報を収集し、webサービスDiscoveryにより公開。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>民間企業のアーカイブなどの買い取り等を通じて、民間資料を積極的に収集。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寄贈等、受動的な取り組みを実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>民間記録を文化財と捉え、文書保護局が「最重要歴史的価値宣言」等を通じ、積極的に保護。</u>
オーラルヒストリー	<ul style="list-style-type: none"> ・ NARA自身の歴史活動を記録するための一環として、オーラルヒストリーを収集。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特段の取組は行われていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国防省で退役軍人に対して戦場での状況等についてインタビューを実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ナチス政権下の記録のため、難民等へのインタビューを実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>民間記録の調査の一環として、積極的に実施。</u>
地方の公文書管理との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ NHPRC(国家歴史出版物記録委員会)が補助金の交付等によって地方の記録管理を支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ TNAが地方の公文書館と連携するケースもみられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>県の公文書館長は国家公務員(SIAFからの派遣)であり、当該地域の文書館の廃棄権限も有する。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ BArchと州公文書館の合同委員会(KLA)が年2回開催されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ SIUSAによって記録の情報を管理。 ・ 「<u>最重要歴史的価値宣言</u>」を通じて地方の文書を保護。